

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(木)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智			7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司

欠席委員 1人(6番 安井 常人)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 13人(推進委員総数18人)

江良 宗登	—————	笠井 博志	—————	行廣 文徳	杉谷 智章
小川 隆三	—————	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
—————	村上 佐代子	—————	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第59号 非農地証明申請について  
議案第60号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について  
議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)  
審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について  
審議事項(3) 尾道農業振興地域整備計画変更の意見について

第3 議案(報告事項)

報告第55号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第56号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第58号 農地法第5条の規定による許可条件の遂行延期承認申請について  
報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第60号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について  
報告第61号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 三木 由季 主田 孝弘 中司 真吾 泉 唯

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は5番・松森智委員、7番・上峠数博委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は13名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第56号、申請番号130番から136番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号130番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は1,676㎡です。 譲渡理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は1,858㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、12月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号131番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大山田の2筆、現況地目は田と畑、面積は合計で33.52㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は4,507㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、12月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号132番、権利の種類は3年間の賃貸借権の設定です。 請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,596㎡です。 譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は1,850㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、12月6日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号133番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島洲江町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,399㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は4,073㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、12月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号134番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は793㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は利用権設定していた農地を自己所有するためです。 譲受人の経営面積は25,440㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。 この申請については、12月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号135番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は352㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は利用権設定していた農地を自己所有するためです。  
譲受人の経営面積は20,382.51㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。  
この申請については、12月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号136番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は425㎡です。  
譲渡理由は、農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人の経営面積は14,865㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。  
この申請については、12月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号130番から136番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号130番から136番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

それでは、これから申請に基づく議題に入ります。

議案書の方をご覧ください。

議案57号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第57号、申請番号13番を議案書をもとに説明)

申請番号13番、所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、290㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅一棟、建築面積108.89㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人は自己所有農地を転用して住宅を建設する予定で、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

この申請については、12月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

議 長

次に、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 58 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第 58 号、申請番号 176 番から 181 番までを議案書をもとに説明)

申請番号 176 番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は御調町大山田の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、955㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。  
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 154 枚、発電量 49.5kw が計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省による固定価格買取制度の対象外の事業であり、転用事業者が小売電気事業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

この申請については、12月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号 177 番及び 178 番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。  
所在は御調町大蔵の全 3 筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計 3,089㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。  
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル 480 枚、発電量 100.0kw が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省による設備認定を受けております。

この申請については、12月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号 179 番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島洲江町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、98㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。  
転用目的は、宅地拡張で、駐車場が計画されています。  
譲受人は隣接する宅地に住宅を建築する予定で、申請地を買い受けて、駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。

申請番号 180 番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島洲江町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、207㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種と考えられます。  
転用目的は資材置場用地で、事業用の資材置場が計画されています。

譲受人は因島重井町に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、鉄骨資材などの事業用資材置場として利用したいというものです。

なお、申請地は一部、資材置場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されています。

179 番 180 番の申請については、12月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号 181 番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は瀬戸田町高根の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、998㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、土地改良事業（農業構造改善事業）を施行した農地であり、農地区分は第 1 種と考えられます。

転用目的は農家住宅用地で、農家住宅 1 棟、建築面積 84.46㎡、農業用倉庫、84.94㎡、駐車場 2 区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得して、住宅及び農業用倉庫を新築したいというものです。

本件農地は、第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、12月9日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

なお、本件は第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地の所有者及び住宅の住人に対し、申請代理人が事前に事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、申請代理人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号175番から181番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また申請番号177番と178番及び181番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第59号「非農地証明申請」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第59号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第59号、申請番号79番から83番までを議案書をもとに説明)

申請番号79番、栗原町の2筆、現況地目は原野、面積は合わせて363㎡です。利用状況は、平成2年頃から耕作しておらず、現在は雑木や雑草が繁茂し、原野化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、12月7日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号80番、向東町の1筆、現況地目は墓地、面積は99㎡です。

利用状況は、昭和時代以前から、隣接する土地と共に墓地として利用され、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、12月6日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、墓地に判定されました。

申請番号81番、因島三庄町の1筆、現況地目は山林、面積は766㎡です。

利用状況は、平成5年ごろから耕作を放棄し、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号 82 番、因島三庄町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 803 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 10 年ごろから耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号 81 番、82 番については、12 月 8 日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 83 番、瀬戸田町林の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 90 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 49 年に申請者の父が自宅を増築した時から、宅地と一体利用されている状況です。  
農振農用地区域外、第 3 種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。

この申請については、12 月 8 日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号 79 番から 83 番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、議案第 60 号「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 60 号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、ご説明いたします。

(議案第 60 号、議案第 60 号別冊をもとに説明)

この議案について、非農地判断はどのような農地を対象としたのかの確認が事前に行われましたので、そのことも含めて説明いたします。

この議案につきましては、今年の夏に、農業委員さん・推進委員さんによる農地パトロールで、すでに山林化している農地ということで、判定が B 判定（再生利用が困難な農地）となっていた筆について、事務局で再度、航空写真や昨年の農地パトロール結果を確認し、議案として整理したものです。

表紙の次にある「非農地判定農地内訳」をご覧ください。

非農地判断をした合計の筆数は 1,676 筆、合計面積は 826,647.49 m<sup>2</sup>です。各地区の合計も示しておりますので、ご確認ください。

なお、この内訳にある農地は、農振農用地区域外にある筆であり、農振農用地区域内にある B 判定の筆は含まれておりません。

農振農用地区域内の B 判定についてですが、今年度、新たに農振農用地区域内で B 判定となった合計筆数は 167 筆、合計面積は約 15 万 m<sup>2</sup> ありました。農振農用地区域内の B 判定の農地は、非農地判断せずに B 判定のまま保留とし、必要があれば農振除外の手続きを行い、非農地証明の手続きをすることとなります。

なお、お配りしている議案の中で、所有者欄の氏名の後に ※印がある方は、住民基本台帳で死亡が確認できた方ですが、住民基本台帳がシステム化される以前（約20年前）に亡くなっている場合や、尾道市外に住民票がある場合は、亡くなっていても ※印が付かない場合があります。

また、詳細な住所が出ていないものは、固定資産の評価額が低く税金がかかっていない場合には納税通知書を送る必要がないため、所有者の住所が不明のままとなっているものです。

なお、筆数が多いので、1筆ごとの説明は、省略させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は原案のとおり、非農地判断することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は原案のとおり、非農地判断することに決しました。

議 長

次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

（議案第61号、申請番号178番と179番までを議案書をもとに説明）

申請番号178番、土地の所在は因島外浦町字向山、地目は現況登記ともに畑、面積は476㎡、他4筆で、合計面積は1,637.85㎡です。  
権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和5年1月5日から令和15年12月31日です。

申請番号179番、土地の所在は因島中庄町字仁井屋新開、地目は現況登記ともに畑、面積は4,239㎡、他1筆で、合計面積は8,270㎡です。  
権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和5年1月5日から令和15年12月31日です。

これらの農地については、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号178番と179番までは、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産  
課職員

それでは、審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。

（議案書をもとに説明）

今回は１件７筆の農用地利用配分計画（案）についてです。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

番号１～５番、因島外浦町字向山の５筆、計１６３７．８５㎡と、番号６、７番の因島中庄町字仁井屋新開の２筆、計８，２７０㎡の、合計９９０７．８５㎡についてです。

農地中間管理機構から転貸後は認定農業者である合同会社〇〇〇、こちらは平成３０年に新規就農した□□□□さんが設立された法人で、果樹の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１５年１２月３１日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用配分計画（案）については、異議のない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。

農林水産課の方、ご苦労様でした。

[農林水産課、退席]

議 長

次に、審議事項（３）「尾道農業振興地域整備計画変更の意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産  
課職員

それでは、尾道農業振興地域整備計画変更の意見について、ご説明いたします。

（議案書資料をもとに説明）

まず、農振農用地からの除外についてです。



位置番号1番、御調町徳永の案件についてです。  
こちらは2筆、土地改良事業の計画地として農用地区域に設定しておりましたが、当該地は事業計画から外れております。よって、法第10条第3項第2項の設定要件を満たさなくなっておりますので、申出人からの申出に応じ、除外を予定しております。本件の場合、使用計画等の内容は問うものではございませんが、資料添付のとおり、住宅の駐車スペース兼庭敷での使用計画となっております。

位置番号2番、御調町植野の案件についてです。  
こちらは後継者住宅を建設予定となっております。  
現在は福山市に居住している土地所有者の孫が一家で地元に戻ってくるとのことで、孫家族の子育てを両親、祖父母でサポートしつつ、現在は会社員の孫ですが、将来的には農地の管理を担う想定とのことです。  
留意点として、当該地は中山間、多面的の事業実施地ですので、補助金返還が必要となります。  
このことは、農林水産課担当者から申出人へ説明済みで、申出人は補助金を返還する意向です。

位置番号3番、原田町梶山田の案件についてです。こちらは2筆で、庭敷として使用しております。公図と現況写真を見ていただくと分かりやすいのですが、完全に塀の中に入った土地で、立派な庭園でございます。現地権者の先代は亡くなっておりますが、話しでは昭和48年ころからずっと庭敷として使用しているとのことです。周辺含めなんらかの事業実施の記録も見られません。法第10条第3項第5号、農業振興を図るために確保すべき農地と認められず、また、法第13条第2項の5要件を満たしているため、今回除外の予定でございます。

位置番号4番、向島町の案件についてです。  
こちらは申出人本人の一般住宅を建設する予定となっております。  
申出地の東隣が従前の居住地なのですが、老朽化に伴う建て替えが必要とのことです。しかしながら、従前の居住地は土砂災害特別区域内に位置しているため、同一土地内で建て替え不能です。  
代替地を持って代え難く、適地は他にないため、今回除外の予定でございます。

位置番号5～8番、因島重井町、瀬戸田町垂水の案件についてです。  
これらの案件は、法第10条第4項に基づく政令第8条第1項第4号「公益性が高い施設」に該当する届け出となります。除外の理由は、位置番号5は携帯基地局、6から8は送電線路です。

位置番号9番、瀬戸田町御寺の案件についてです。  
位置番号9は、修正案件です。2筆ありますが、前者は平成7年に農地法における5条許可、後者は平成14年に4条許可が出ており、本来その時に除外されているはずのものです。

ここまでの合計 12筆 3, 111. 28㎡の除外の予定となります。

続いて、用途区分変更です。土地一覧です。2筆ありますが、申出人はお一人の方ですので、全1件となります。

位置番号10です。  
御調町綾目の土地で、周辺は田です。  
申出人のご息子が定年を迎え、農業に力を入れて取り組むとのことで、コンバイン、田植え機は1台ずつ増備、トラクターはサイズの大きい物に買い替えるとのことで、最も田への動線の良い場所へ農業用倉庫を設置します。  
2筆合計55㎡となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。  
尾道農業振興地域整備計画変更については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦労さまでした。

[農林水産課、退席]

議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第55号から第61号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	次に、その他に入ります。 まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。
各委員	(活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。